



### 1 大気汚染の状況

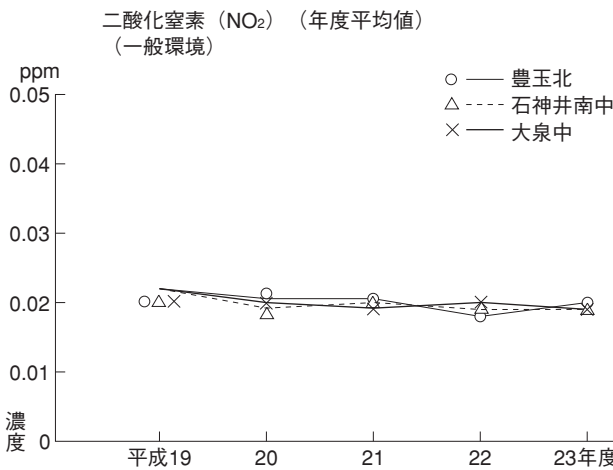
区内における大気汚染の実態を把握するため、前ページの図のように区設置13か所、都設置3か所の測定室がある。平成23年度の各汚染物質の状況はつぎのとおりである。

#### (1) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

年度平均値では一般環境大気、沿道環境大気とも横ばい傾向を示している。23年度は13か所すべてで環境基準を達成した。

二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) (年度平均値) (一般環境) (単位: ppm)

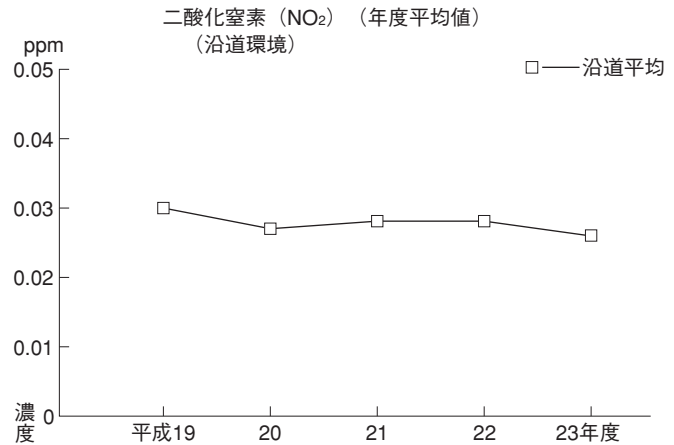
測定室	年度	19	20	21	22	23
豊玉北		0.022	0.021	0.021	0.018	0.020
石神井南中		0.022	0.019	0.020	0.019	0.019
大泉中		0.022	0.020	0.019	0.020	0.019



二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) (年度平均値) (沿道環境) (単位: ppm)

測定室	年度	19	20	21	22	23
北町小		0.036	0.036	0.035	0.036	0.033
桜台		0.030	(0.028)	—	—	—
くすのき緑地		—	(0.036)	0.034	0.032	0.030
石神井西小		0.032	0.027	0.026	0.028	0.026
長光寺橋公園		0.032	0.030	0.031	0.030	0.028
谷原交差点		0.033	0.029	0.031	0.029	0.028
大泉北小		0.024	0.019	0.022	0.021	0.020
小竹		0.028	0.021	0.024	0.026	0.023
高松一丁目		—	0.023	0.023	0.023	0.022
大泉町三丁目		0.029	0.027	0.027	0.025	0.023
大泉町四丁目		0.029	0.025	0.026	0.026	0.024
沿道平均		0.030	0.026	0.028	0.028	0.026

注:平成20年度途中に、桜台出張所の測定室をくすのき緑地に移設したことから、各々が長期評価の測定時間数(6000時間以上)を確保できなかったため、括弧書きして参考を示した。

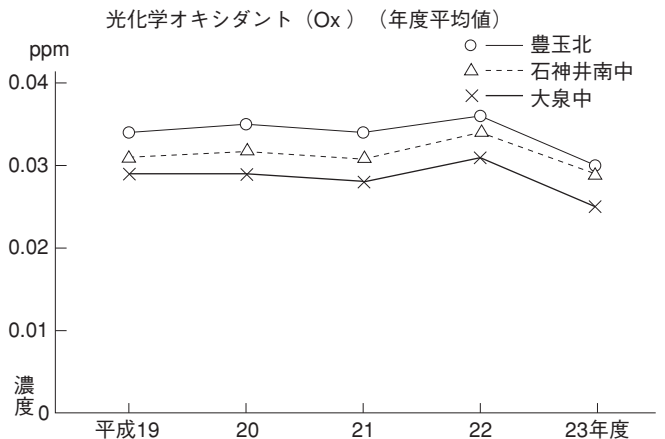


#### (2) 光化学オキシダント (Ox)

環境基準は達成していない。

光化学オキシダント (Ox) (年度平均値) (単位: ppm)

測定室	年度	19	20	21	22	23
豊玉北		0.034	0.035	0.034	0.036	0.030
石神井南中		0.031	0.032	0.031	0.034	0.029
大泉中		0.029	0.029	0.028	0.031	0.025

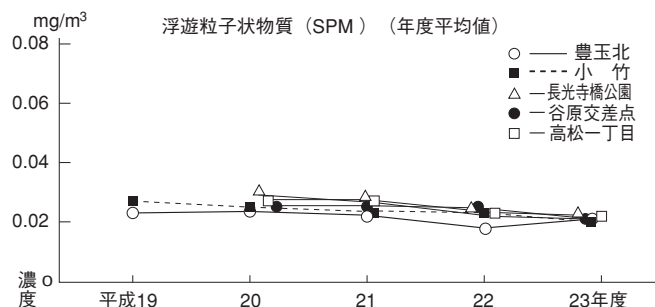


#### (3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

23年度において、4か所の測定点の年度平均の測定値は減少傾向であるが、他の1か所は横ばいとなっている。環境基準については、23年度は5か所とも達成している。気象条件(風速が低く汚染物質が拡散しづらい条件等)によっては、一時的に高い濃度を示すことがある。

浮遊粒子状物質 (SPM) (年度平均値) (単位: mg/m<sup>3</sup>)

測定室	年度	19	20	21	22	23
豊玉北		0.023	0.024	0.023	0.019	0.021
小竹		0.027	0.025	0.023	0.023	0.020
長光寺橋公園		—	0.028	0.027	0.024	0.023
谷原交差点		—	0.025	0.025	0.024	0.021
高松一丁目		—	0.026	0.026	0.023	0.022



## 2 光化学スモッグ

23年度の注意報の発令日数は5日で、22年度の11日より減少した。

光化学スモッグによると思われる被害の届出はなかった。

## 3 ダイオキシン類環境調査

区では23年度も区内3か所で年4回（5・8・11・2月）大気環境中のダイオキシン類について調査を行った。

結果は、各項目とも、すべての地点において環境基準を下回っていた。

## 4 アスベスト環境調査

区では、23年度も、22年度に引き続き、区内4か所で年4回大気環境中のアスベストについて調査を行った。

結果は0.3本/ℓ以下で、平常であった。

## ●公害に関する苦情および陳情の処理事務

都市での暮らし方が原因となる公害問題には、自動車交通公害をはじめ、店舗での営業活動などに伴う騒音・悪臭、一般家庭の騒音などの近隣公害問題がある。

問題解決には、一人ひとりが公害防止の工夫を行うとともに、地域社会の中でお互いの生活を尊重しルールを確立していくことが望ましい。

区報や環境教育を通して広く区民に理解を促すとともに、苦情相談や騒音計の貸出し、パンフレットの配布を行っている。

特にカラオケ騒音は深夜に問題となることから、実態把握のための夜間調査を平成23年度は26件実施し、さらに飲食店に対し、練馬、石神井、光が丘警察署の協力を得て、講習会を実施した。

公害の苦情受付件数（現象別） 平成23年度

種別	工場	指定作業場	建設作業	一般	合計(件)	合計(%)
ばい煙	1	8	1	45	55	22.6
粉じん	0	4	18	3	25	10.3
アスベスト	0	0	2	1	3	1.2
有毒ガス	0	0	0	1	1	0.4
悪臭	3	0	0	24	27	11.1
汚水	0	0	0	0	0	0.0
騒音	9	5	43	43	100	41.2
振動	1	2	24	1	28	11.5
その他	0	0	2	2	4	1.6
合計	14	19	90	120	243	100.0

注：2項目以上の公害現象がある場合、各現象ごとに1件として表示している。

## ●アスベスト飛散防止

### 1 区立施設対策

平成15年10月に策定した「区立施設におけるアスベスト含有材の除去方針」、16年5月に策定した「練馬区アスベスト対策大綱」に基づき、吹付けアスベストの使用が判明した小中学校・区民施設の除去工事計画を定め、17年度までに除去を完了した。

その後、20年1月にトレモライト等新3種のアスベスト報道がなされたことから、区は20年2月より吹付けアスベストの使用実態再調査を実施し、使用が判明した8施設について23年度までに全施設の除去を完了した。

「練馬区アスベスト対策大綱」については、新たに民間建築物対策を追加し、20年6月に全面改訂した。

### 2 民間施設対策

アスベスト除去工事等に対する国や都の規制は対象が限定的であったことから、18年1月に練馬区アスベスト飛散防止条例を国の規制強化に先駆けて施行した。また、民間住宅や事業所のアスベスト対策への支援策として、吹付けアスベスト調査費助成要綱および吹付けアスベスト除去工事費助成要綱を改正し、22年4月に新たに施行した。

23年度の調査費助成件数は住宅2件、事業所3件、除去工事費助成件数は事業所1件であった。

### ●事業所の立入検査

ばい煙、有害ガス、騒音、振動、悪臭などを未然に防止するため、発生源に対して立入検査を行っている。

### ●有害化学物質汚染対策の充実

ダイオキシン類などの有害化学物質について規制指導を行っている。

#### 1 焼却行為の規制指導

廃棄物の焼却行為には焼却炉や、ドラム缶を使用したものおよび直接地面で焼却する「野焼き」などがある。区内には比較的緑が多く、落ち葉の処分のための焼却も少なくないため、季節による苦情数の変化がある。

禁止された廃棄物の焼却行為については、苦情対応による個別指導を行いダイオキシン類発生抑制の徹底を図っていく。

#### 2 事業所の有害化学物質適正管理に関する規制指導

東京都環境確保条例が平成13年10月1日に施行され、58種類の化学物質について年間各100kg以上使用する場合に、翌年の6月末までに使用量等や一定規模以上の事業所には管理方法について区長に報告することが義務付けられた。

23年度は、塗装工場、印刷工場、メッキ工場、ドライクリーニング店、ガソリンスタンド等74事業所から使用量等の報告があった。

#### 3 事業所の土壌汚染対策に関する規制指導

土壌汚染対策に関する規定が盛り込まれた東京都環境確保条例が13年10月1日に施行された。有害物質によ

る土壤汚染を防止するため、有機溶剤の一部、有害性が強い重金属とその化合物、有機燐やアルキル水銀、一部の農薬とPCB等26種類の物質を使用している事業所が、事業の廃止等に伴い建物等を除却する場合、または3,000m<sup>2</sup>を超える土地を改変する場合（都所管）には、土壤調査が義務付けられた。その結果、汚染されていることが判明した場合には、土の入替え等の汚染拡散の防止措置を取らせることとなった。

23年度は14事業所が前記条例第116条に基づき土壤汚染調査を行った。また、1事業所から汚染拡散防止計画書提出書および汚染拡散防止措置完了届出書が提出された。

一方、15年2月15日には土壤汚染対策法が施行され、調査の結果汚染が確認された場合に、その地域を指定区域として指定し、対策措置を命ずることとなっている。

なお、24年3月現在では、前記法6条に基づき18年度と23年度に指定区域として指定された場所が、それぞれ1か所ずつ存在している。

●放射線量の測定

東日本大震災にともなう福島第一原子力発電所事故を受けて、区内の区立施設12か所の定点で空間放射線量の測定を行った。

●水質汚濁

水質汚濁は生活排水、工場・事業所の排水などの影響によって生じる現象である。水質汚濁が進むと悪臭や水生生物の生息に影響を与える。

水質汚濁の指標の1つであるBODの経年変化を見ると、区内を流れる河川の水質については全般的に改善傾向を示している。平成9年5月に水質環境基準の類型指定が見直され、石神井川、白子川は格上げされ基準が厳しくなった。また、9年6月に河川法が改正され、「河川環境の整備と保全」という環境の視点が新たに加えられ、水辺とのふれあいや水生生物の生育に配慮した川づくりが求められている。

1 河川等水質調査

区は、毎年定期的に河川や池の水質調査を実施し、公共用水域の水質の監視を行っている。

石神井川・白子川とも湧水を主な水源とする河川である。生活排水等で汚濁された時期と比較すると水質が良くなっている。三宝寺池、石神井池、富士見池では以前見られた湧水がほとんど枯渇し、現在では地下水の揚水に頼っている。3つの池とも水の循環があまりなく、水が停滞してしまっているために夏場にはアオコの発生などの問題が生じている。調査結果のうち、水の性質や見た目の清浄さを示す生活環境項目では、季節によってpH値の上昇や透視度の悪化などが見られるものの、人の健康に影響を及ぼすおそれのある健康項目（有機重金属等の有害物質）では全測定地点とも環境基準値を下回るか不検出となっている。

2 河川流域協議会

区は流域自治体で構成する隅田川水系浄化対策連絡

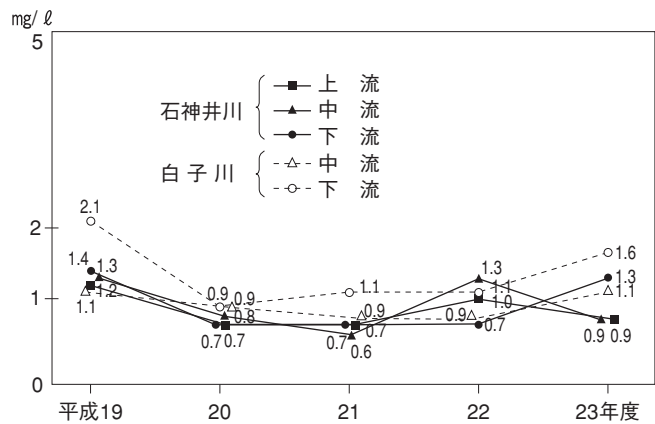
協議会、石神井川流域環境協議会、白子川流域環境協議会の一員として、他の自治体とともに水質の調査等を行っている。

3 水生生物調査

水質の向上により、区内の水辺では魚類などの水生生物が見られるようになってきた。そこで、7年度から区内の河川等にて水生生物の調査を実施している。絶滅の危機に瀕しているホトケドジョウをはじめアブラハヤ、ドジョウ、モツゴなどの魚類、ミクリ類やカワヂシャなどの水生植物が確認された。一方、特定外来生物のオオカワヂシャ、オオフサモ、ミズヒマワリが確認されており、今後とも様子を見守っていく必要がある。

なお、区内の水辺で採取した生物を区役所本庁舎1階アトリウムで展示している。

区内河川BOD 経年変化（年度平均値）



注：各河川の調査地点は以下のとおり  
 石神井川…上流は溜漕橋、中流は南田中橋、(21, 22年度は河川改修工事のため松之木橋) 下流は栗原橋  
 白子川…中流は大泉氷川橋、下流は新東崎橋

生活環境の保全に関する環境基準〔河川(湖沼)を除く〕

項目	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/100ml 以下
A	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—

注1)：AAが最も上位の類型であり、最も下位のE類型に近づくにつれて基準が緩くなる。

注2)：MPN：最確数 (Most Probable Number) の略称で、検体となる試料中の菌数を確率論的に求めたもの。MPN法は、大腸菌群数を求める方法としてよく用いられる。

## (2) まちの美化を進める

### ●あき地管理

区では、あき地の適正な管理を図るため、所有者等に対し、雑草の刈取りの指導を行うとともに、草刈機の貸出し（平成23年度延べ46台）、雑草除去の実費受託（同78件）を行っている。

### ●カラス対策

民有地の樹木などにカラスが営巣するなどし、親ガラスが人を威嚇、攻撃する状況にある場合、その原因となる巣などの撤去（平成23年度55巣撤去、16羽の落下ヒナを捕獲）を行っている。

### ●ポイ捨て・落書き防止条例および歩行喫煙等の防止条例の施行

区は、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てをなくすとともに、落書きを一掃するために、「練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例」を平成9年7月に施行している。その後、一向に減らない歩行喫煙の防止を強化するために、新たに「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」（22年4月1日施行）を制定した。

両条例は、ポイ捨ておよび落書き行為ならびに歩行喫煙等を禁止することによって、環境の美化や安全で快適な地域社会の実現を図ること、また、区・区民・事業者の責務を明らかにすることによって三者が協力して取り組むこととしている。

区は両条例の目的を達成するために、まち美化意識の啓発、区民が行う美化活動の支援、喫煙マナーの向上および安全で快適な歩行空間の確保を図るための施策を行っている。

#### 1 まち美化意識の啓発

23年度中に行った主な啓発活動は、つぎのとおりである。

- ① 区内一斉清掃（5月29日・11月27日）
- ② 歩行喫煙等の防止条例周知キャンペーン（区内3駅において実施）

#### 2 美化活動の推進

##### (1) 環境美化推進地区

地域の環境美化の推進を図るため、区民が積極的にまちの環境美化に取り組んでいる地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会等環境美化団体に清掃用具を提供したり、地域内の落書き消しを率先して実施するなどの支援を行っている。（23年度37団体37,367世帯）

##### (2) 環境美化活動団体

区民による自主的の清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供している。（23年度151団体87,492世帯）

##### (3) ボランティア駅前清掃

区内の駅前における、区民の自主的な清掃活動を支

援するため、一定の要件を満たす団体を「ボランティア駅前清掃団体」として登録し、清掃用具等の提供やボランティア傷害保険の加入を行っている。（23年度16駅延べ37団体）

さらに、清掃実施時に歩行喫煙者に対する声かけと啓発（ポケットティッシュや携帯用吸い殻入れの配布）を行っている団体に対して、啓発用品の提供を行っている。

#### 3 環境美化推進委員

条例に基づき、日頃環境美化活動に取り組んでいる各団体から推薦を受けた方を環境美化推進委員として選任し、ポイ捨てや落書きの防止に関する普及・啓発等を行っている。委員は、区民・事業者・行政関係者から構成し、52人に委嘱している。

#### 4 条例の周知および歩行喫煙等の防止の推進

##### (1) マナーアップ指導業務

21年12月からマナーアップ指導員が区内の駅周辺を中心に巡回し、条例の周知および歩行喫煙者等に対する注意指導を行っている。

##### (2) 路面表示シートの貼付

条例の周知を図るため、歩行喫煙等の禁止を促す路面表示シートを区内の駅周辺の約1,500か所に貼付した。

##### (3) 喫煙所の設置

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するために、19年末、歩行喫煙者等が多い練馬駅周辺に喫煙所を3か所に設置した。さらに、22年4月に施行された「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を踏まえ、歩行喫煙等を防止するための対策として、順次、駅周辺に整備することとした。23年度末現在、大泉学園駅2か所、富士見台駅、中村橋駅、光が丘駅に喫煙所を設置している。

#### 5 歩行喫煙率調査

歩行喫煙の現況を把握するため、14年度から、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査している。

歩行喫煙率は、14年度2.6%だったものが、23年度には0.4%にまで減少した。（数値はいずれも4駅全20調査地点の平均値）

#### 6 ポイ捨て実態調査

区内の駅周辺におけるポイ捨ての現況を把握するため、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で、ポイ捨てされたたばこの吸い殻の本数を19年度から調査している。

調査を開始してから、4駅の吸殻本数の合計は毎年度500本前後を推移していたが、22年度には、101本と大きな変化がみられ、23年度調査では、前年度と同程度の133本であった。

この理由として、駅周辺に喫煙所が設置され、その利用を通じて、ポイ捨てが減少したと考えられる。また、21年12月から開始しているマナーアップ指導員による啓発活動が、たばこのポイ捨てを大きく減少させ

ている要因として挙げられる。

## 7 落書き対策

民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、区が業者に委託して落書き消し（23年度は35件、38か所、延べ373m<sup>2</sup>）を行っている。